

平成 24 年 7 月 2 日

各 位

会 社 名：川崎汽船株式会社
代表者名：代表取締役社長執行役員 朝倉 次郎
(コード番号 9107 東証第一部)
問合せ先：財務グループ長 谷岡 弘茂
(TEL03-3595-5608)

新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関するお知らせ

平成 24 年 7 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による資金調達を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 本資金調達の目的

当社は平成 23 年 4 月に、当時の市場の構造変化や将来の需要拡大見通しに対応するべく「“K” LINE Vision 100 - 新たな挑戦」を公表し、安定収益の拡大と持続的成長に向けた取り組みを進めて参りました。しかし、コンテナ船、ドライバルク船市況はその後大幅に悪化し、加えて東日本大震災、円高、燃料油価格高騰等により、当社の経営環境は悪化し、平成 23 年度は当期純損失を計上するに至りました。

当社といたしましては、かかる環境変化に対応するべく、中期経営計画を見直し、「2012 年度経常損益の黒字化」、「安定収益体制の構築」、「財務体質の強化」を最重要課題とした「“K” Line Vision 100 - Bridge to the Future - 」を策定し、課題解決に向けて取り組んでおります。

今回の調達資金は、“安定収益基盤の拡大”と“強固な財務基盤の確立”に必須な資金であります。競争環境の厳しいコンテナ船事業に構造改革を施す一方で、ドライバルク事業・自動車船事業の安定収益の拡大、及びエネルギー資源輸送事業・新規事業の安定収益化のために、戦略的に投資配分することにより、激しい事業環境の変化に耐えうる事業構造への転換を図ります。特に、公募増資による調達資金は、将来の収益ドライバーとなりうる船舶への充当を想定しております。

また、公募増資と当社の主要取引先金融機関を調達先とする本劣後ローンとの同時実施により、資本の増強を図り、足許の環境変化に対応しうる強固な財務基盤の確立が可能になるものと考えております。なお、本劣後ローンは株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所より 50%の資本金性を認められる予定であり、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド型の資金調達となることから、株式の希薄化を抑制しつつ実質的な資本増強による財務比率の改善に寄与するものと判断しております。

これら“安定収益基盤の拡大”及び“強固な財務基盤の確立”を実現することにより、中長期に亘る収益の安定かつ持続的な成長を目指す所存であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

II. 新株式発行及び当社株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 174,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年7月10日（火）から平成24年7月12日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（単独ブックランナー）及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成24年7月18日（水）から平成24年7月20日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行役員に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 26,000,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需
要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出し
そのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集
の需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集
における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社
株主から 26,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売
出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定につい
ては、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行役員に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 26,000,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け
決 定 方 法 る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ
及 び 資 本 準 備 金 の 額 れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円
未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。
増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加
す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 24 年 7 月 27 日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成 24 年 7 月 30 日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必
要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員又は代表取締役財務管掌執行
役員に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

4. 調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 28,610,000,000 円につきましては、平成 25 年 3 月期末までに全額をドライバルク船、自動車船等の不定期専用船を主とした設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 24 年 3 月末現在以下の通りとなっております。

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 載貨重量トン数 (千K/T)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手(起工)	完了(竣工)	
コンテナ船	船舶	29,522	8,700	借入金、社債、 自己資金及び 増資資金	平成 24.1 ～平成 24.3	平成 24.9 ～平成 24.12	195
不定期専用船		201,620	58,329		平成 23.7 ～平成 26.9	平成 24.4 ～平成 27.7	3,911

(注) 上記の記載は、当社グループ（当社及び連結子会社）にて保有することを予定（計画）している船舶の内、平成 24 年 3 月末現在において建造契約が締結されたものを対象としています。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

Ⅲ. 劣後特約付ローン

1. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を有するハイブリッド型の資金調達であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の弁済期限（ただし、一定期間経過後に期限前弁済を可能とする条項が付されている。）、倒産手続等における劣後的な取扱い等、資本に類似した性質及び特徴を有しており、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所より、格付けの目的上50%の資本性を認められる予定です。当社は、上記Ⅱ. 記載の新株式発行及び株式売出しにより設備投資資金を同時に調達しますが、下記3. のとおり、一定の資本性を有する本劣後ローンによる調達資金をもって、当社の有利子負債の一部を返済することにより、株式の希薄化をできる限り抑制しつつ、当社の財務体質を改善し、財務の安定性を高めることができると考えております。本劣後ローンへの参画投資家（貸付人）としましては、当社の主要取引先金融機関等（下記「2. 本劣後ローンの概要」に記載。）を予定しております。

2. 本劣後ローンの概要

- (1) 借入額 300 億円
- (2) 契約締結日 平成 24 年 7 月 2 日
- (3) 実行日 平成 24 年 7 月 20 日
- (4) 満期日 平成 24 年 9 月 20 日

ただし、当社はその選択により、平成 24 年 9 月 20 日以降の各利払日において、本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができる。また、(i)本劣後ローンの利息について実行日以降に当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、又は(ii)すべての格付機関より本劣後ローンについて実行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができる。また、当社は、すべての貸付人及びエージェントとの合意により、本劣後ローンの元本の全部又は一部（ただし、一部の場合は1億円以上1億円単位とする。）を期限前弁済することができる。

(5) 借換制限条項

当社は、期限前弁済日以前6か月間に、普通株式又は本劣後ローンの実行日における資本性と同等以上の資本性を有するものとすべての格付機関から承認を得た証券又は債務により資金を調達していない限り、本劣後ローンの期限前弁済を行わないことを意図している。

(6) 適用利率

- ①平成 24 年 7 月 20 日から平成 24 年 9 月 19 日まで
2 か月ユーロ円 LIBOR+5.9%
- ②平成 24 年 9 月 20 日から平成 29 年 9 月 19 日まで
ユーロ円 LIBOR+5.9%
- ③平成 29 年 9 月 20 日以降
ユーロ円 LIBOR+6.9%

(7) 利払日

平成 24 年 9 月 20 日を初回とし、以後 6 か月毎の応当日及び満期日（ただし、利払日が

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

営業日でない場合はその翌営業日を利払日とするが、翌営業日が翌月に繰り越すときには、その直前の営業日を利払日とする。)

(8) 利息に関する制限

①利息の任意停止

当社は、下記②(i)に記載する事由の発生により強制支払いの対象となる本劣後ローンの利息の支払いを除き、その裁量により、本劣後ローンの利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができる(繰り延べられた各利息の各未払金額を「任意停止金額」という。以下同じ。)

②強制支払事由発生時の利息の任意停止金額の支払いについての努力

当社が、(i)当社の株式につき、配当、買入れ若しくは取得(ただし、法令に基づき買取義務が生じる場合等一定の場合を除く。)を行った場合、又は(ii)同順位劣後債務(当社の債務であって、本劣後ローンの劣後条項と実質的に類似する条件等が付され、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、本劣後ローンに係る契約と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。以下同じ。)につき利息の支払い(その支払いが繰り延べられている利息の支払いを含む。)を行った場合、当社は、本劣後ローンに係る契約に従い、各場合に応じて、任意未払残高(その時点で残存するすべての任意停止金額及びその追加利息をいう。)の全部又は一部を支払うため、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行う。

(9) 期限の利益喪失事由

貸付人及びエージェントは、本劣後ローンに関する当社の債務については、期限の利益を喪失させることはできない。

(10) 劣後特約

当社に対して清算手続の開始、破産手続開始の決定、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定等がされた場合、本劣後ローンの貸付人は、本劣後ローン及び同順位劣後債務を除く一切の債務が全額支払われた後に、本劣後ローンの元利金について、本劣後ローンに係る契約に従って弁済を受けることができる。

(11) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価(予定)

クラス3、50%(株式会社格付投資情報センター)

「中」、「50」(株式会社日本格付研究所)

(12) 本劣後ローンへの参画投資家(貸付人)

株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社日本政策投資銀行、みずほ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、東京センチュリーリース株式会社

3. 調達資金の使途

本劣後ローンによる調達資金につきましては、船舶建造及び船舶買取資金の一部及び有利子負債の返済に充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「Ⅱ. 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「Ⅱ. 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から26,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、26,000,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年7月2日（月）開催の取締役会において、前記「Ⅱ. 3. 第三者割当による新株式発行」記載の通り、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式26,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成24年7月30日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年7月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	765,382,298株	(平成24年6月29日現在)
公募増資による増加株式数	174,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	939,382,298株	
第三者割当増資による増加株式数	26,000,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	965,382,298株	(注)

(注) 上記「Ⅱ.3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

公募増資及び第三者割当増資については上記「Ⅱ. 4. 調達資金の使途」記載のとおり。
本劣後ローンについては上記「Ⅲ. 3. 調達資金の使途」に記載のとおり。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の公募増資及び本劣後ローンにより、当社の財務体質の改善を図ることによって、中長期的な収益力の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は経営計画の主要課題である持続的成長のための設備投資等への充当や、企業体質の充実・強化のために必要な内部留保の確保等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大化することを重要課題と位置付けています。

剰余金の配当につきましては、期末配当（毎年3月31日を基準日）を定時株主総会の決定事項とし、中間配当については定款に「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定め、実施しています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の持続的成長に必要な設備投資に充てる予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり連結当期純損益 (△は損失)	△106.24円	40.08円	△54.14円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	— (—)	9.50円 (4.00円)	— (—)
実績連結配当性向	—	23.7%	—
自己資本連結 当期純利益率	△21.4%	10.2%	△15.5%
連結純資産配当率	—	2.4%	—

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純損益は、連結当期純損益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期及び平成24年3月期の実績連結配当性向は、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益又は連結当期純損失を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は平成24年3月31日現在以下の通りです。

①2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債 の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
25,496百万円	平成17年4月4日	平成25年4月4日	851円	426円

また、当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものです。

当該新株予約権の目的となる株式の数等は平成24年3月31日現在以下の通りです。

株主総会決議日	目的となる 株式の数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本 組入額	行使期間
平成14年6月27日	17,000株	156円	78円	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日
平成15年6月27日	236,000株	278円	139円	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日
平成16年6月29日	106,000株	633円	317円	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日
平成17年6月29日	187,000株	693円	347円	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は3.16%となる見込みです。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成22年3月2日	一般募集 33,325百万円	62,532百万円	47,377百万円	(注) 1.
平成22年3月24日	第三者割当増資 4,998百万円	65,031百万円	49,876百万円	(注) 2.

(注) 1. 普通株式の一般募集によるものです。

(注) 2. (注) 1. に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連して行われた第三者割当増資によるものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	310円	381円	309円	185円
高 値	475円	408円	310円	195円
安 値	238円	253円	118円	127円
終 値	373円	307円	182円	156円
株価収益率 (連結)	－倍	7.66倍	－倍	－倍

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成25年3月期の株価については、平成24年6月29日(金)現在で表示しております。

3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期及び平成24年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率(連結)は記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行並びに株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びその権利行使による当社株式の交付、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社株式の交付及び平成24年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」等に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。